

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	昭和電工株式会社			コード	4004
提出日	2020/2/26	異動（予定）日	2020/3/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、独立社外監査役1名が退任し、独立社外取締役、独立社外監査役の新任候補者2名を選任する議案を付議するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	尾嶋正治	社外取締役	○										△					有
2	西岡潔	社外取締役	○										△					有
3	一色浩三	社外取締役	○													○		有
4	森川典子	社外取締役	○										△				新任	有
5	齋藤聖美	社外監査役	○													○		有
6	大西節	社外監査役	○							△			△					有
7	矢嶋雅子	社外監査役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	尾嶋氏は、国立大学法人東京大学の名誉教授です。同氏と当社は、1996年より2008年まで共同研究を実施しており、その際の1年間の研究費は1千万円未満であります。	エレクトロニクス分野の研究者としての豊富な専門知識と経験に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役に選任しております。尾嶋氏は国立大学法人東京大学の名誉教授ですが、同大学は当社から多額の金銭その他の財産を得ていることはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
2	西岡氏は、国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターの研究顧問です。同氏は、2009年6月まで、新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）の執行役員であり、同社と当社とは取引関係がありますが、1年間の取引の割合は当社売上高の2％未満であります。	製鉄会社の研究、製造、営業に携わった経験、技術開発を所管する立場としての高い専門知識と幅広い見識、また、大学の研究者としての技術経営、産学連携への取り組みに基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役に選任しております。西岡氏は国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターの研究顧問ですが、同大学は当社から多額の金銭その他の財産を得ていることはなく、また、2009年6月まで執行役員であった新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）は当社の主要な取引先に該当しないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
3		企業経営及び金融業に関する豊富な知見、経験等に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役に選任しています。一色氏は2005年5月まで株式会社日本政策投資銀行の理事であり、当社は同行から資金の借入を行っていますが借入金残高の割合は当社の総資産の2％未満と主要な借入先に該当しないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
4	森川氏は、2018年12月までボッシュ株式会社の業務執行取締役であり、同社と当社とは取引関係がありますが、1年間の取引の割合は当社売上高の2％未満であります。	証券会社、会計事務所での勤務、管理部門の責任者として経営に携わった幅広い経験と見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役に選任しております。森川氏は、2018年12月までボッシュ株式会社の業務執行取締役でしたが、同社は当社の主要な取引先には該当しないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
5		経営コンサルティング会社や債券電子取引専門の証券会社を起業し経営している幅広い経験と見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外監査役に選任しております。齋藤氏は現在、ジェイ・ボンド東短証券株式会社の代表取締役社長を務めています。同社と当社の間には利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
6	大西氏は、株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ出身です（2011年4月まで業務執行取締役）。当社は、株式会社みずほ銀行から資金の借入を行っており同行からの借入金残高は当社の総資産の約3％ですが、同氏は同社の業務執行取締役を退任後8年以上が経過しております。また、2016年6月まで業務執行取締役であった興銀リース株式会社と当社とは取引関係がありますが、1年間の取引の割合は当社売上高の2％未満です。	金融機関の経営に長年携わった幅広い経験と見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外監査役に選任しております。大西氏は2011年4月まで、当社の主要取引先である株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の持株会社の業務執行取締役でありましたが、退任後8年以上が経過しており、出身会社の影響を受ける立場にありません。また、当社は多数の金融機関と取引をしており、同行に多くを依存していることはありません。さらに、2016年6月まで業務執行取締役であった興銀リース株式会社は、当社の主要な取引先に該当しないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
7	矢嶋氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士です。当社は同事務所の他の弁護士へ必要の都度、法律事務の依頼をしておりますが、過去3年間平均での報酬の割合は同事務所の総収入額の2％未満であります。	国際性豊かな弁護士としての経験、企業法務に関する豊富な見識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外監査役に選任しております。当社は、矢嶋氏の兼職先である西村あさひ法律事務所の他の弁護士に対し、必要の都度、法律事務の依頼をしておりますが、同法律事務所は当社から多額の金銭その他の財産を得ていることはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社の「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

当社は、当社の社外取締役および社外監査役の独立性を判断するための基準を定め、下記のいずれかの項目に該当する場合には、独立性は十分ではないものと判断します。

当社の社外取締役および社外監査役候補者については、下記項目に該当しない者を選任することとします。ただし、下記項目の②から⑩に該当する者であっても、当社が社外役員として求める役割・責務を十分に果たし得る者であり、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断する者については、社外役員候補者として選任することもあります。

①現在、過去における当社及び当社グループの業務執行者＊1

②当社の10%以上の株式を保有している先の業務執行者

③当社が10%以上の株式を保有している先の業務執行者

④当社の主要な取引先＊2の業務執行者

⑤当社の主要な借入先＊3の業務執行者

⑥当社の会計監査人である監査法人に所属している公認会計士

⑦その他の公認会計士、弁護士等の専門的アドバイザーで役員報酬以外に、過去3事業年度の平均で、当社から年間1,000万円以上の支払いを受けている者、団体の場合は当該団体の総収入金額の2%以上の支払いを受けている先の者

⑧当社が寄付を行っている団体で、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入金額の2%のいずれか大きい額を超える支払いを受けている先の理事その他の業務執行者

⑨当社からの社外役員を受け入れている先の業務執行者

⑩配偶者、2親等以内の親族、同居の親族が上記①から⑨である者

⑪過去5年間ににおいて上記②から⑩である者

＊1 業務執行者：
業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人

＊2 当社の主要な取引先：
当社の製品等の販売先または仕入先であって、その年間の取引額が当社または相手先の直近事業年度における年間売上高の2%以上であるもの

＊3 当社の主要な借入先：
当社の借入残高が当社の総資産の2%以上の金融機関

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。